



平成20年  
4月から

新たな

# 後期高齢者医療制度

## が始まります

### 制度の概要

国は急激に進む高齢化と医療費の増加に対応するため、医療制度全体を見直す必要があることから医療制度改革に取り組むことにしました。

その一環として、75歳以上の後期高齢者について、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療制度が創設されます。この新たな医療制度は「後期高齢者医療制度」といい、現行の老人医療保険制度に代わる制度となります。

### 対象となる人

75歳以上の方（一定の障害がある方は65歳以上の方）となります。

### 保険証

これまででは、お医者さんにかかる時は、被保険者証と老人医療受給者証の2種類が必要でしたが、新しい保険証が1人に1枚交付されます。

### 給付

給付はこれまでの老人保健と変わりません。  
※お医者さんにかかったときや調剤薬局の薬代の自己負担は、原則1割負担（現役並み所得者は3割負担）となります。  
入院時の生活療養費や訪問看護療養費などの給付も同様に受けられます。

### 保険料

保険料は75歳になった誕生日の月から全員が納めます。原則として年金から天引きされます。  
※これまで保険料負担のなかった社会保険などの被扶養者だった人も保険料を納めることとなります。保険料は各都道府県の広域連合ごとに決められます。

### 後期高齢者医療広域連合

都道府県単位で設立された、全市町村が加入する「広域連合」が運営主体となります。

